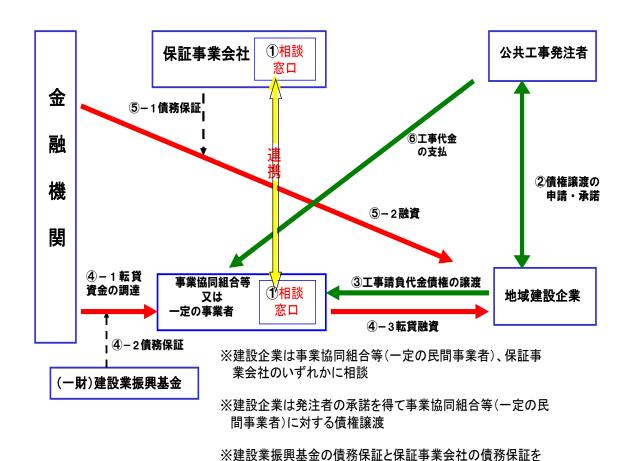
地域建設業経営強化融資制度に係る 高松市発注工事請負代金債権の譲渡の承諾について

1 地域建設業経営強化融資制度とは

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところです。これを受け、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とした地域建設業経営強化融資制度(以下「融資制度」といいます。)が創設されました。公共工事の建設企業(元請業者)は、本融資制度により、完成工事部分及び未完成工事部分について融資を受けることができます。

高松市では、建設企業が本融資制度を利用するのに当たり必要となる、工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務の取扱いを行っています。



合わせることにより、出来高を超える部分を含め融資

本融資制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者です。

※中小・中堅元請建設業者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業とします。

3 対象となる工事

本融資制度の対象となる高松市発注工事は、次の工事を除く工事です。

- (1)低入札価格調査制度の対象工事で、低入札調査基準価格を下回る金額により契約を締結した工事
- (2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
 - ①債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ②前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) その他債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

4 手続の流れ

- ①市発注工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(以下「建設業者」という。)は、 工事請負代金債権を転貸融資を行う民間事業者(以下「民間事業者」という。)に譲渡。 債権の譲渡に当たっては、高松市の承諾が必要。
- ②民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で 融資する。
- ③保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め、金融機関から建設業者に対し融資を実施。
- ④民間事業者及び保証事業会社は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、民間事業者の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。 なお、債権譲渡に当たっての当該出来高の確認は、転貸融資を行う民間事業者が行います。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、現在のところ、高松市では主に、株式会社建設総合サービス(大阪市西区立 売堀2丁目1番2号)になります。

7 実施時期

本融資制度に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾の取扱いは、平成20年12月22日から<u>令</u>和8年3月31日までの措置として実施します。

8 お問合せ先

- (1)制度に関するお問合せ西日本建設業保証株式会社香川支店Ta 087-822-1611
- (2) 債権譲渡承諾に関するお問合せ 高松市財政局契約監理課 工事契約係 Tel 087-839-2511